

世田谷区では、鉄道駅からの距離が「500m」、バス停からの距離が「200m」以遠のエリアを「公共交通不便地域」と定義しています。

この度、第5回目の勉強会を開催しましたので、その内容をご報告いたします。

日時：平成30年8月27日（月）

10時00分～11時30分

場所：砧まちづくりセンター内活動フロア

参加者：11名

(第1部) 運行ルート(案)についての検討経過報告

(1) 第1回世田谷区地域公共交通会議の開催について

7月12日に開催した第1回世田谷区地域公共交通会議についてご説明しました。

地域公共交通会議は「世田谷区」「交通管理者」「交通事業者」「区民」「学識経験者」等が、地域の実情に応じた輸送サービスを実現するための協議を行う場として、今年度設置しました。

第1回の会議では、主に世田谷区の公共交通の現状と課題や、モデル(砧)地区での取り組みについて報告しました。

(2) 交通管理者との協議経過について

運行ルート(案)に関する交通管理者協議の経過についてご説明しました。協議では歩行者への安全性の確保等が求められており、運行上課題となる狭隘な道路幅員の箇所を整理すると以下の通りです。

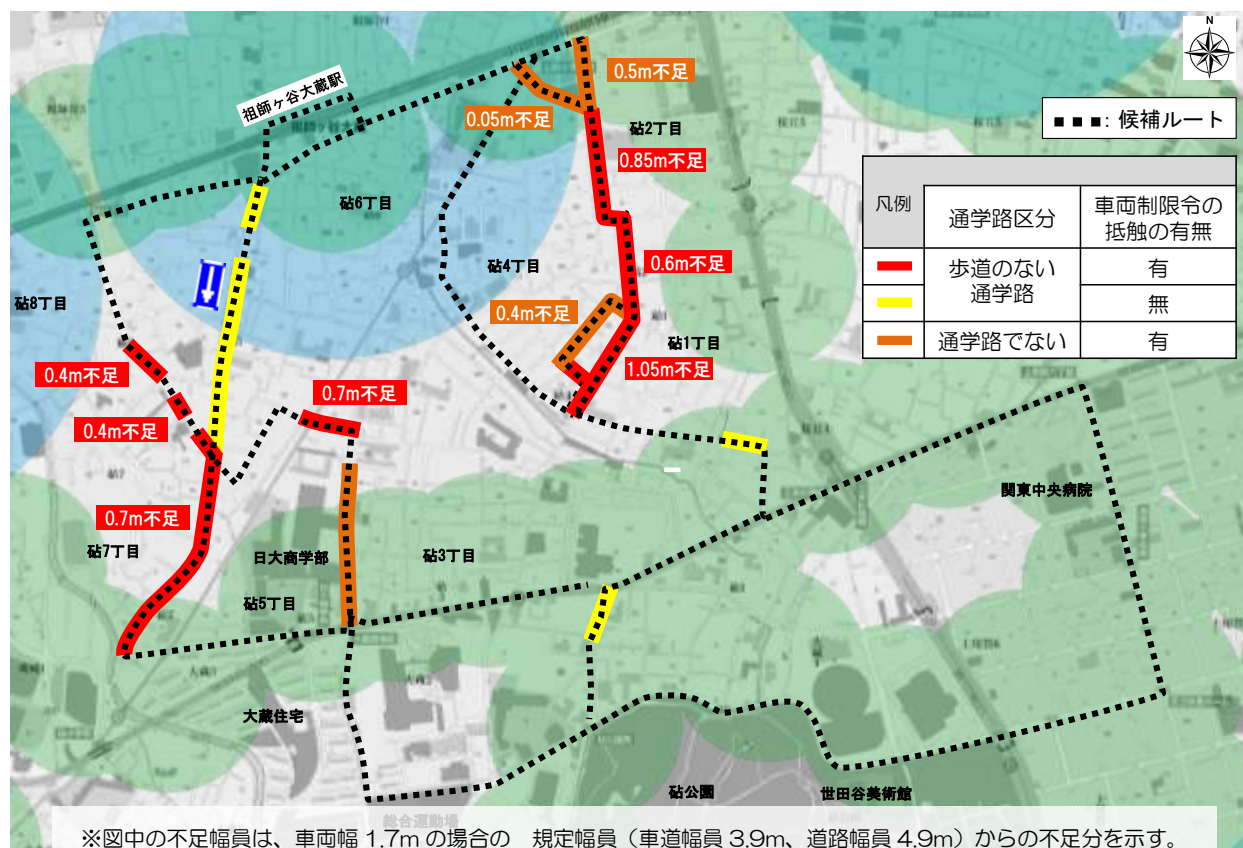


図1 運行候補ルート上の課題区間

(3) 課題への対策例

図1で示した安全上の課題箇所については、以下のような対応策が考えられます。

- (ハード面) 注意喚起を促す案内看板、路面標示等の設置
- (ソフト面) 乗務員の運転マニュアル作成
- (その他) 通学路への影響が小さいルートを選定
通学時間帯への配慮
地域による交通安全への取組み



安全対策イメージ

(4) 参加者の皆様からのご質問やご意見

(1)～(3)の内容を踏まえ、参加者の皆様から以下のようなご質問やご意見をいただきました。

表1 運行計画ルートに関する主な質問・意見と事務局からの回答

項目	質問・意見	事務局回答
車両制限令について	<ul style="list-style-type: none"> ・区内を各種のマイクロバス等が通行していることに対し、交通管理者はどのような見解をもっているのか。 ・運行ルート(案)上では、幼稚園バスやデイサービスの送迎バスが通っているが、どのようにして車両制限令をクリアしているのか教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスのように道路運送法に基づいて運行し、運賃を徴収する場合、公共交通としての高い安全性が必要です。 ・車両制限令に抵触しないか等の協議が必要になるのは、道路運送法に基づいて運行されるものであり、運賃を徴収しない送迎サービスについては、協議の対象外となります。
通学路について	<ul style="list-style-type: none"> ・通学時間帯でもワゴンバスが通過するのは1時間に1～2回なので、歩行者カラーつきラインを引いてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、安全に運行できるように留意していきます。
ルート選定について	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズを第一に運行ルートを考えてほしい。 ・狭隘道路が多く、ルート選定が難しい状況とは思いますが、重要なのは「十分な安全対策の実施」「地域の協力」ということだと思うので、そのあたりを深められる議論が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ルートについては、これまでにいただいたご意見をベースに協議していきます。 ・ご意見として承ります。次回の勉強会で経過をご報告します。



勉強会の様子

(第2部) 需要予測アンケート調査について

9月中旬に実施する需要予測アンケート調査についてご説明しました。

需要予測アンケート調査の案内(案)



○需要調査アンケートについて主なご質問と回答

Q: アンケート調査票の内容をじっくりと確認してから意見を述べたいので、勉強会が終わった後も意見を受け付けて欲しい。

A: 全てを反映することは難しいですが、締め切りまでにいただいたご意見については内容を検討します。

Q: コミュニティ交通の利用意向は地域によって違いがあると想定されるが、利用意向が高いと考えられる地域に絞ってアンケート調査を実施した方がよいのでは。

A: 現段階で運行ルートが確定していないため、調査票に提示しているルート以外に変更になった場合にも対応できるよう地域全体に配布することとしました。

(第3部) 協議会の設立について

8月に開催した「協議会設立に向けた準備会」の開催結果及び「協議会」の今後のスケジュール等についてご説明しました。協議会では地域の代表者が地域の抱える課題を共有し、区と共に運行計画の検討・協議を行っていきます。

○協議会について主なご質問と回答

Q: 協議会とはどのようなものなのか。

A: 区では公共交通不便地域対策について、地域住民の皆様と主体的に取り組んでいただくことを基本方針としています。地域の代表者が地域の抱える課題を共有し、区と共に実効性のある運行計画を策定するために検討・協議を行う場として設立します。

Q: どんな方が協議会のメンバーになっているのか。

A: モデル地区として実験的に実施しているため、本取組みに賛同していただける方達に区から参加をお願いしています。メンバーは砧町町会・砧町自治会・商店街の会長・理事・役員の方達です。

(勉強会後のアンケート)

勉強会参加者の方にアンケートを記入していただきました。主なご意見は以下の通りです。

○車両制限令や通学路にかかるルートを避けているのは、地域住民のニーズに応えたルートにならない。万全の対策を持って、検討を進めて欲しい。

○協議会には、勉強会での住民の意見が活かされるよう進めて欲しい。

○新しいコミュニティ交通の実現に向けて、スピード感をもって進めてほしい。

次ページは、よくある質問についてQ&Aを載せています

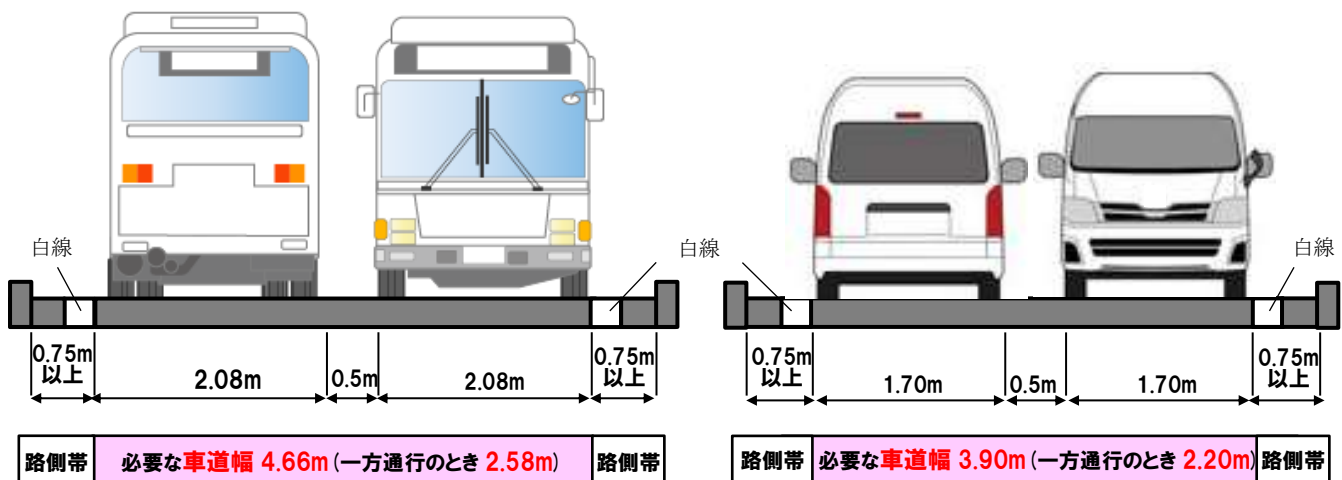
よくある質問

Q：ワゴン車両ではなく、小型バスで運行することは出来ないのですか？

A：定められた路線を運行するバス事業は、その路線（道路）の安全性の確保が求められます。車両制限令第5条第2項では、「車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5mを減じたものの二分の一を超えないもの（抜粋）」と定められています。この規定に従うと、「小型バス」、「ワゴン車」の通行には、小型バス（車幅2.08m）の場合で4.66m以上、ワゴン車（車幅1.70m）の場合で3.90m以上の車道幅が必要です。砧地区は、車道の幅が4.66mに満たない狭い道路が多いため、安全性の確保の観点から小さいワゴン車での運行を想定しています。

（小型バスの場合）

（ワゴン車の場合）

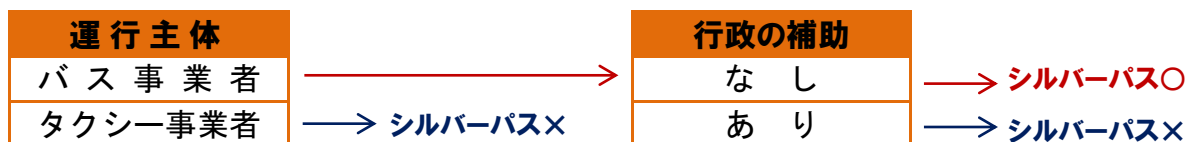


※ 小型バスの車幅は、祖師ヶ谷大蔵駅北側を運行している「せたがやくるりん」の車両と同一のものを想定しています。

Q：シルバーバスは使用できますか？

A：東京都シルバーバス制度は、「一般社団法人東京バス協会」が実施主体となっており、路線バスへの適用は、東京都バス協会に加盟しているバス事業者が運行する路線だけに限定されています。また、行政が補助（赤字補填等）を行っているコミュニティ交通は対象外となります。

なお、砧地区で運行予定のコミュニティ交通は、現段階では運行事業者等は未定です。



（今後の予定）

皆様の貴重なご意見ありがとうございました。次回は、需要予測アンケート調査の結果等に関する説明を行う予定です。ぜひ勉強会にご参加ください。

お問い合わせ先

世田谷区道路・交通政策部交通政策課

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1（3階）

電話：03-5432-2544

ファクシミリ：03-5432-3067

世田谷区ホームページ>住まい・街づくり・交通>交通>交通に関する計画・方針等>公共交通不便地域対策について